

議案第94号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

亀有東自転車駐車場及び亀有西自転車駐車場を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区亀有東自転車駐車場の項及び葛飾区亀有西自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。